

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成17年12月27日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成17年12月27日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電機(2A)室南東側壁において、補強板の腐食箇所にて、屋外から雨水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
2	2号機	中央操作室パネル(9-7)に設置されているページングにおいて、拡声不良が認められたため、点検・修理	
3	4号機	低圧タービン(C)軸封部の蒸気圧力計検出元弁(V-33-162C)において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	
4	4号機	中央操作室パネル(9-12)の起動領域モニタ(ch-F)のタッチパネル盤において、動作不良が認められたため、当該パネルを点検・修理	
5	4号機	主発電機固定子冷却水ポンプの自動起動試験時、圧カスイッチの設定にずれが認められたため、当該計器を点検・修理	
6	5号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置冷水ポンプ(B)点検復旧時、ポンプ入口側配管(OHVW-26)に、水のリーク(1滴/30秒程度)が認められたため、当該部を点検・修理	
7	6号機	タービン主蒸気止め弁・タービン蒸気加減弁の点検用ハッチ開閉準備時、ハッチ吊上げ用ボルト穴閉止プラグにかじり(2箇所)が認められたため、当該プラグを修理	
8	6号機	主復水器細管洗浄装置(B1)ボール循環ポンプのドレン配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
9	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系洗濯廃液収集ポンプ(C)吐出配管において、水のにじみが認められたため、当該配管を点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	集中環境施設	雑固体焼却設備(B)排ガスフィルタBにおいて、詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	
11	集中環境施設	洗濯廃液濃縮処理系洗濯廃液収集ポンプ(C)吐出のドレン配管(20A-LD-1036)において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	
12	集中環境施設	高温焼却炉グラニューールコンベア監視モニタ(ITV)において、カメラ覗き窓に汚れが認められたため、当該部を清掃	
13	集中環境施設	高温焼却炉グラニューレータ出口において、ジャバラ部に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	
14	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)2次セラミックフィルタ(A)において、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	
15	集中環境施設	雑固体焼却炉(B)2次セラミックフィルタ(D)において、詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	
16	その他	事務本館南側の階段を下降中、階段を踏み外し負傷したため、関係者へ周知及び対応を検討(一般厚生施設での負傷であって作業に伴うものではないため、その他区分として掲載)	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで